こころ石内北自治会の皆様へ

令和4年2月
こころ石内北自治会　環境部

ゴミ出しルールの再徹底について

日ごろから、自治会活動にご協力をいただきありがとうございます。

【こんなケースはありませんか？】

●収集日以外にゴミ出しをしている

※決められた指定日以外のゴミを出す行為は廃棄物処理法違反に該当します。

●収集日の前日、深夜のゴミ出し

→ルールを守らないと下記のような問題が発生する可能性が有ります。

○カラスや野良猫に荒らされる可能性
○放火の危険性
○ゴミからの異臭が発生(特に夏場)
○騒音(空き缶など)
○ゴミの持ち去り

※また、後処理の清掃など対応する掃除当番の方の事も考えて
正しいゴミ出しを宜しくお願い致します。

【皆様へお願い】

〇収集日にはゴミの種類、常識範囲内の時間帯で搬出頂くようお願い致します。
※広島市からは**朝８:30**までに出して下さいと明記されています。
〇収集日以外の日や収集日前日、夜間のゴミ出しは絶対にしないでください。
○長期連休明けのゴミ出しは数回に分けて搬出のご協力をお願い致します。
※収集枠・ゴミネットから溢れているステーションが多々ある。
○分別は正しく行い、袋口はかたく縛ってから搬出をお願い致します。
〇新しく入居された方や班内でもゴミ出しルールの徹底をお願い致します。
〇一人一人がルールを守れば団地内の景観も維持できます。

皆様が過ごしやすい自治会の環境維持にご協力ください